

岩美町ふるさと人材確保支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町ふるさと人材確保支援奨励金（以下「本奨励金」という。）について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本奨励金は、町内事業所の維持・発展に必要な人材確保のため、町内在住の新規学卒者及び移住定住者を正規雇用した中小企業者を支援することにより、地域雇用の活性化及び移住・定住の促進に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新規学卒者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、高等専門学校又は専修学校を卒業した日の属する月の翌月初日から1年を経過していない30歳未満の者。

(2) 移住定住者

岩美町に転入した日から6か月を経過していない者で、かつ転入する直前2年の間に岩美町の住民基本台帳に記録されたことのない65歳未満の者。

(3) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。

(4) 正規雇用

雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者を雇用すること。

(補助事業者)

第4条 本奨励金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 町内に事業所（事務所、店舗、工場）を設置している中小企業者であること。

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う者であること。

(3) 以下のいずれにも該当する労働者（以下「対象労働者」という。）を正規雇用していること。

ア 雇用を開始した日（以下「雇用日」という。）の前日において新規学卒者又は移住定住者に該当する者

イ 雇用日までに町内に住民登録があり、引き続き町内に住所を有する者

ウ 雇用保険の一般被保険者として6か月以上雇用される者であって、かつ町内の事業所に勤務する者

エ 卒業又は転入後、初めて町内の事業所に正規雇用された者

オ 代表者の2親等以内の親族でない者

カ 派遣労働者及び帰国が前提となる在留資格の外国人労働者でない者

キ 過去に本奨励金の対象となった労働者でない者

- (4) 対象労働者の雇用日前後6か月の間に、事業者の都合による離職者がいないこと。
- (5) 町税及び公共料金を滞納していない者。ただし、分割納付を誓約どおり履行している等、誠実性が認められる場合は除く。
- (6) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者
 - イ 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う者
 - エ 岩美町暴力団排除条例（平成24年岩美町条例第4号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - オ 公企業又は公共的団体等の公益的な事業を行う者

（対象労働者雇用の届出）

第5条 本奨励金の交付を受けようとする者は、対象労働者の雇用日から2か月を経過する日までに、岩美町ふるさと人材確保支援奨励金対象労働者雇用届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用契約書（労働条件通知書）等の写し
- (2) 雇用保険への加入を証する書類の写し

（奨励金の算定等）

第6条 本奨励金は、対象労働者1人につき20万円を予算の範囲内において1回限り交付するものとする。ただし、同一補助事業者に対する奨励金の交付は、令和8年4月1日から通算して対象労働者10人を上限とし、通算年数に上限は設けないものとする。

（交付の手続き）

第7条 町長は、規則第20条の2第1項の規定に基づき奨励金の申請及び請求に関する手続を併合し、奨励金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、規則第12条に規定する補助金等着手届、規則第13条に規定する補助事業等完了届及び規則第17条に規定する補助事業等実績報告書の提出を要しない。

（交付申請及び請求）

第8条 本奨励金の交付申請及び請求は、対象労働者の雇用日から6か月を経過した後、町長が別に定める日までに岩美町ふるさと人材確保支援奨励金交付申請兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者が法人にあっては登記事項証明書の写し、その他の事業所については代表者の住民票の写し及び事業概要が分かる書類
- (2) 対象労働者の住民票の写し
- (3) 対象労働者が新規学卒者にあっては、学校を卒業したことを証する書類の写し
- (4) 対象労働者が移住定住者にあっては、戸籍の附票又は転入する直前2年間の住所地が確認できる書類の写し

(5) 対象労働者の雇用日から6か月間の出勤簿の写し

(6) その他町長が必要と認めたもの

(交付決定兼額の確定及び支払い)

第9条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、審査のうえ内容が適正であると認めた場合には、申請者に対して岩美町ふるさと人材確保支援奨励金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）により通知し、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により本奨励金を受けた者があると認めるときは、その者から奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(帳簿の整備等)

第11条 補助事業者は、奨励金の交付に関する帳簿及び書類を整備し、交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和10年度まで適用する。

(岩美町ふるさと就職支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 岩美町ふるさと就職支援事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 旧要綱に基づき補助金の交付を受けた補助事業については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。